

インドネシア政府によるジャワ・バリ以外での活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年8月11日（総21第134号）
在デンパサール日本国総領事館

●ジャワ・バリ以外での活動制限が8月23日まで延長されました。

●活動制限レベルに関して、地域の変更がありました。

当館注：当館管轄州の西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州については、本件内務大臣指示に従うこととし、各州での通達の発出は行わないとの回答がありました。

1. 8月9日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリ以外での活動制限を、8月23日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年第31号及び同第32号）を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じました。また、各レベルの活動制限内容に一部変更がありました。

2. 今般ジャワ・バリ以外の地域で活動制限レベル4とされた地域には、北スマトラ州メダン市、リアウ州プカンバル市、南スマトラ州パレンバン市、ランプン州バンダル・ランプン市、南スラウェシ州マカッサル市などが含まれます。一方、これまで活動制限レベル4とされていたリアウ諸島州バタム市、同州タンジュン・ピナン市、西ヌサトゥンガラ州マタラム市等が、活動制限レベル3に区分されました。

3. 8月10日現在における、当館管轄州のレベル4及びレベル3の地域は以下のとおりです。

（1）バリ州（ジャワ・バリ）

レベル4：バリ州全域の全9県及び市

（2）西ヌサトゥンガラ州（ジャワ・バリ以外）

レベル3：マタラム市、ビマ県、ビマ市、ドンブ県、西ロンボク県、中部ロンボク県、東ロンボク県、北ロンボク県、スンバワ県、西スンバワ県

（3）東ヌサトゥンガラ州（ジャワ・バリ以外）

レベル3：クパン市、アロール県、ルンバタ県、マンガライ県、西マンガライ県、東マンガライ県、中部スンバ県、ブル県、東フローレス県、マラカ県、ナゲケオ県、ンガダ県、ロテ・ンダオ県、サブ県ライジュア島、西スンバ県、南西スンバ県、中西部ティモール県、中北部ティモール県

4. 本大臣指示による、ジャワ・バリ以外の地域での活動制限レベル4の制限内容の変更は、以下のとおりであり、以下の点以外は、従来の活動制限と同様です。これまでの活動制限については、8月4日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100219082.pdf>）を参照してください。

（1）輸出指向産業のうち、過去12か月の輸出申告書（PEB）又は今後の輸出計画書

を示し、産業活動運営移動許可（IOMKI）を保有している企業については、厳格な保健プロトコル遵守のうえで 100% の操業が可能。ただし、クラスターが発生した際には事務所を 5 日間閉鎖。

（2）礼拝施設は、収容人数を 25% 又は 20 名以下に制限する。

5. ジャワ・バリ以外の地域での活動制限レベル 3 の制限内容の変更は、以下のとおりです。

産業（industri）については、厳格な保健プロトコル遵守のうえで 100% の操業が可能。ただし、クラスターが発生した際には事務所を 5 日間閉鎖。（当館注：「産業」の詳細について、本大臣指示に説明はありません。詳細は各地方政府の所管部署にお問い合わせください。）

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

7. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。また、当館管轄州においても、感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれても、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底して、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。